

## 藤枝市こども医療費助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、こどもの疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の助成を行い、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「こども」とは、出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。ただし、婚姻している者、その他市長がその者を成年とみなすことが適当と認める者を除く。

2 この要綱において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

4 この要綱において「医療費」とは、「診療報酬の算定方法」（平成20年3月厚生労働省告示第59号）又は「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成20年3月厚生労働省告示第67号）によりそれぞれ算定し合算した額をいう。

5 この要綱において「保険給付」とは、次に掲げる給付をいう。

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付
- (2) 療養費
- (3) 保険外併用療養費
- (4) 特別療養費
- (5) 家族療養費及び高額療養費
- (6) 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

### (助成の対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、

医療保険各法による被扶養者又は被保険者であるこどもの保護者で、そのこどもが藤枝市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に、藤枝市民として住民登録されている者とする。

(助成対象医療)

第4条 助成の対象となる医療は、助成対象者の受けた医療のうち、法令その他施策に基づいて、国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号に規定する災害共済給付を受けられる場合の医療は助成の対象としない。

(助成の額)

第5条 こどもが疾病又は負傷により保険医療機関、特定承認保険医療機関、保険薬局、柔道整復師施術所又は指定障害児入所施設等（以下「保険医療機関等」という。）で治療を受けている場合において、当該こどもに係る医療費に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。ただし、健康保険法第85条第2項に規定する入院時食事標準負担額は対象としない。

- (1) 入院して医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下この号及び次号において「医療に関する給付」という。）を受けるとき、医療保険各法の規定による療養に要する費用の額から保険給付の額を控除した額
- (2) 通院して医療に関する給付を受けるとき、医療保険各法の規定による療養に要する費用の額から、保険給付の額及び通院1回につき500円（療養に要する費用の額から保険給付の額を控除した額が500円に満たない場合はその額とし、各月4回を限度とする。薬局で受ける場合を除く。）を控除した額
- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により養育医療に係る負担額を納入したときの納入額
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療費、同法第24条の20に規定する障害者入所医療費又は、同法第56条第2項の規定により納入する額のうち同法第50条第5号の養育医療費における自己負担額を納入したときの納入額
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費における自己負担額を納入したときの納入額

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 3 条の規定により負担した医療費の額を納入したときの納入額
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 2 項に規定する特定医療費の自己負担額を納入したときの納入額
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 3 7 条第 2 項及び第 3 7 条の 2 の規定により負担した医療費の額の合計額を納入したときの納入額
- (9) 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健発第 0331001 号健康局長通知）6（2）イの規定による自己負担額を納入したときの納入額

（こどもの転入出）

第 6 条 こどもが転入により藤枝市内に住所を有したときは、転入した日を助成対象の始期とする。

- 2 こどもが転出により藤枝市内に住所を有しなくなったときは、転出した日を助成対象の終期とする。

（助成の方法）

第 7 条 こども医療費の助成は、現物給付又は償還払いの方法によって行うものとする。

- 2 現物給付の方法により助成する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 助成対象者は、こども医療費受給者証交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて受給資格の認定を受けなければならない。この場合において、市長は、これを審査し、適正と認めるときは、助成対象者にこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

ア 被保険者証の写し

イ 助成対象者の所得及び課税に関する市区町村長の証明書（市長が必要と認める場合に限る。）

- (2) 受給者証の様式は、第 2 号様式によるものとし、色は白色とする。

- (3) 助成対象者は、こどもが保険医療機関等で診療等を受けるときは、保険医療機関等の窓口でその都度必ず受給者証を提示しなければならない。

- (4) 助成対象者は、受給者証を滅失し、破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給者証再交付申請書（第 3 号様式）により受給者証の再交付を市長に申請することができる。

- (5) 助成対象者は、受給者証の記載に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更が生じたときは、こども医療費受給者証記載事項等変更届（第4号様式）により市長に届け出るものとする。
  - (6) 助成対象者は、助成対象の要件に該当しなくなったとき、又は亡失した受給者証を発見したときは、受給者証（亡失の場合は、発見した受給者証）を速やかに市長に返還するものとする。
- 3 こども医療費の助成は基本的に現物給付の方法によって行い、次に定める場合のみ償還払いの方法により助成する。
- (1) 受給者証の交付までに日数を要し、その間に保険医療機関等に受診した場合
  - (2) 静岡県外の保険医療機関等に受診した場合
  - (3) 保険給付の対象となる補装具の給付を受けた場合
  - (4) 保険給付に準じて行われる柔道整復師及びはり灸師の施術を受けた場合
  - (5) 第5条第1項第3号から第9号に定める額を納入した場合
  - (6) その他現物給付によることができないと認めた場合
- 4 助成対象者は、償還払いの方法によって助成金の支給を受けようとするときは、藤枝市こども医療費助成申請書（様式第5号）に領収書又はこれらに代わるべき証明書並びに健康保険証の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 5 前項の申請は、対象となるこどもが保険医療機関等で診療等を受けた日から起算して1年以内に行われなければならない。
- 6 市長は、第4項の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定のうえ、助成対象者に支給するものとする。

（現物給付の支払手続き）

第8条 市長は、保険医療機関等に対する支払い事務等の処理を静岡県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。この場合において、市長はこども医療費のほか、静岡県国民健康保険団体連合会と保険医療機関等に対してそれぞれ静岡県が規定した事務手数料を支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成額の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、助成対象者が対象となるこどもの療養に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成額の全部若しくは一部を支給せず、又は

既に支給した助成額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (昭和59年5月17日告示第24号)

(施行期日)

この告示は昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月19日告示第38号)

この告示は平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日告示第39号)

この告示は平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日告示第28号)

この告示は平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の第5条2項第1号の規定は、平成6年10月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年6月29日告示第64号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 藤枝市乳幼児入院医療費助成事業自己負担実施要領(昭和59年藤枝市告示第25号)は、廃止する。

附 則 (平成8年4月1日告示第38号)

この告示は、交付の日から施行する。

附 則 (平成9年3月18日告示第24号)

- 1 この告示は平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条3項の規定は、平成9年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月24日告示第17号)

- 1 この告示は平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条3項の規定は、平成9年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例

による。

附 則 （平成10年3月31日告示第25号）

- 1 この告示は平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条3項の規定は、平成10年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 （平成15年4月2日告示第56号）

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市乳幼児医療費助成要綱の規定は、平成15年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 （平成17年4月1日告示第198号）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市乳幼児医療費助成要綱の規定は、平成17年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 （平成20年3月21日告示第25号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市こども医療費助成要綱の規定は、平成20年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第7条第2項第1号の規定により交付した受給者証は、記載の有効期限までこの要綱の相当規定によりされたものみなす。
- 4 この要綱を施行するために必要な第7条第2項第1号の規定による申請及び交付手続き、同項第5号及び第6号の規定による届出その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 （平成20年12月24日告示第154号）

- 1 この告示は、平成21年1月1日から施行する。  
(岡部町の編入に伴う経過措置)
- 2 岡部町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、岡部町こども医療費助成要綱（平成20年岡部町告示第58号。以下「編入前の要綱」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

す。

- 3 市長は、編入日の前日までに、編入前の岡部町において編入前の要綱第7条の規定により受給者証の交付を受けている者に対し、第7条第2項第1号の規定にかかわらず、同項第2号に規定する受給者証を交付することができる。

附 則 （平成21年3月31日告示第100-2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項及び第7条第1項の規定は、平成21年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現に作成されているこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間調整して使用することができる。

附 則 （平成22年11月10日告示第181号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に作成されている改正前の第5号様式による用紙については、当分の間これを調整して使用することができる。

附 則 （平成26年12月26日告示第199号）

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年2月5日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第7条第1項の規定の適用をする場合に必要となる申請、交付手続その他必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則 （平成29年9月20日告示第234号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に作成されている改正前の第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式による用紙については、当分の間これを調整して使用することができる。

附 則 （平成30年3月30日告示第56号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成30年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月14日告示第206号）

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に作成されている改正前の第1号様式及び第4号様式による用紙については、当分の間これを調整して使用することができる。

附 則（平成30年7月2日告示第222号）

（施行期日）

- 1 この告示は平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は同年7月2日から、附則第3項から第7項までの規定は公示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費についてはなお従前の例による。

（経過措置）

- 3 施行日の前日までに提出された改正前の第1号様式による申請は、施行日において改正後の第1号様式により提出された申請とみなす。
- 4 平成30年7月2日から施行日の前日までの間における、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る申請については改正後の第1号様式にかかわらず、改正後の第1号様式を使用せず、改正前の第1号様式によるものとする。
- 5 施行日の前日までに改正前の第1号様式を提出した者が、同様式に規定する同意事項の承諾有効期限を改正後の第1号様式に規定する同意事項の承諾有効期限に延長することに同意しない場合には、施行日の前日までにその旨を書面をもって市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、前項に規定する書面による通知があった場合には、当該通知をした者の申請は却下し、現に交付している受給者証があるときにはその返還を命ずるものとする。

（準備行為）

- 7 改正後の第2条第1項の規定の適用をする場合に必要となる申請、受給者証の



交付手続きその他必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

子ども医療費受給者証交付申請書

年 月 日

藤 枝 市 長 宛

住 所  
氏 名 ㊟  
連絡先 — —

私は、下記の同意事項に同意し、藤枝市子ども医療費受給者証の交付を申請します。

受給者（子ども）	フリガナ		男・女	第1子・第2子・第3子以降
	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号		婚姻の状況 <small>該当する箇所をレ点</small>	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚
	住所	藤枝市	連絡先	— —
保護者（注1）	フリガナ		こどもとの続柄	父・母・その他（ ）
	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号		加入年金	国民年金・厚生年金 その他（ ）
	住所	〒	1月1日時点の 住所地（注2）	
			連絡先	— —
保護者の配偶者	フリガナ		こどもとの続柄	父・母・その他（ ）
	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号		加入年金	国民年金・厚生年金 その他（ ）
	住所	〒	1月1日時点の 住所地（注2）	
			連絡先	— —
加入保険	記号-番号	—	資格取得年月日	年 月 日
	保険者名	藤枝市・全国健康保険協会・健康保険組合 その他（ ）	被保険者名	
世帯主（注3）	フリガナ		こどもとの続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
注意事項	※市が、児童手当の受給状況・所得状況について公簿等により確認すること。 ※市が、子ども医療費助成金の算定に用いるため、医療機関から国民健康保険団体連合会を經由して助成の対象となる医療費に係る情報を収集すること。 （承諾有効期限：申請日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）			

（注1）保護者は主たる生計維持者について記入してください。

（注2）1～5月申請の場合は前年、6～12月申請の場合は本年の1月1日の住所を記入してください。

（注3）子どもが保護者及び保護者の配偶者と別居の場合は、こどもの住所の世帯主を記入してください。

年 月 日 出生 転入 保険取得 その他（ ）

注意事項

問合せ先：

こども医療費受給者証

公費負担者番号

受給者番号

受給者氏名

受給者生年月日

保護者

有効期限

自己負担金

藤枝市長

診療月	受診回数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

\*医療機関へのお願い\*

診療月	受診回数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				

\*\*保護者の皆様へのお願い\*\*

子ども医療費受給者証記載事項等変更届

年 月 日

藤 枝 市 長 宛

住 所  
氏 名 ①  
連絡先 - -

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

受 給 者	受 給 者 番 号						氏 名			生 年 月 日		
										年	月	日
										年	月	日
										年	月	日
変 更 事 項		異 動 日		変 更 の 内 容								
氏 名	( ) 注1	. .		変 更 前				変 更 後				
	( ) 注1	. .										
	( ) 注1	. .										
住 所	( ) 注1	. .		〒								
	( ) 注1	. .		〒								
	( ) 注1	. .		〒								
加 入 保 険		. .		記号-番号	-			被保険者名				
				保 険 者 名	藤枝市 ・ 全国健康保険協会 ・ 健康保険組合 その他 ( )							
そ の 他 16 保 護 者 変 更		. .		変 更 前				個 人 番 号 (変 更 後 の み)				
				変 更 後								
そ の 他 17 扶 養 義 務 者 変 更 (注2)	扶 養 義 務 者	. .		変 更 前				個 人 番 号 (変 更 後 の み)				
				変 更 後								
	配 偶 者	. .		変 更 前				個 人 番 号 (変 更 後 の み)				
				変 更 後								

(注1) 住所変更 (2. 全員 8. 児童 9. 保護者 10. 扶養義務者 27. 保護者及び扶養義務者)  
氏名変更 (11. 児童 12. 保護者 13. 扶養義務者 28. 保護者及び扶養義務者)  
(注2) 扶養義務者の配偶者について記入してください。

第5号様式（7条関係）

藤枝市子ども医療費助成申請書

藤枝市長 宛

私は下記の同意事項に同意し、藤枝市子ども医療費助成申請をします。

年 月 日 年 月 ~ 年 月の 月分

受診者	フリガナ			生年月日	年 月 日		男・女
	氏名			性別			
	住所	〒 藤枝市					
	受診時年齢	未就学児・小学生・中学生		学校等のケガ	有 ・ 無 ※有の場合は学校への申請となります。		
	1枚¥21,000以上領収書	有 ・ 無		公費負担医療適用	有 ・ 無 (育成・養育・特疾・小慢・精神・その他)		
保護者	フリガナ			連絡先	(父・母・自宅)		
	氏名				※日中連絡可能な電話番号		
	住所	〒					
	振込先口座	振込先金融機関名		口座種別	口座番号(右づめ)		口座名義人(カタカナ)
	銀行・信金・農協・労金 本店・支店		普通				
同意事項	※市が、子ども医療費助成金の算定に用いるため、この申請に関し必要があるときは所得状況について公簿等により確認すること。 ※市が、医療機関及び保険者に対し必要な情報を調査すること。						

持ち物：領収書（原本）、子どもの健康保険証、保護者様名義の通帳又はキャッシュカード  
 子ども医療費受給者証、印鑑（スタンプ印は不可）

※別途必要書類が生じる場合があります。

※保険適用外（健診、文書料、予防接種等）は、助成対象となりません。

※藤枝市使用欄

	受付	保険証 口座

受付事務	
① . 4 . 2 ~ . 4 . 1 生 こどもの領収書は . 3 月受診分まで	
②受給者証コピー (有効期限の確認)	
③10割の領収書又は保険外含まれていないか	
④育成 自立支援医療受給者証(育成医療) 養育 納入通知書兼領収書 特疾 特定医療費(指定難病)受給者証 小慢 小児慢性特定疾病医療受給者証 精神 自立支援医療受給者証(精神通院) 補装具 支払決定通知書(原本) 領収書(コピー)・診断書(コピー)	

算定欄		
窓口負担額	高額療養費+自己負担	助成額
算定欄(限度額認定証使用)		
窓口負担額	自己負担額	助成額